

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2026 年 8 月 4 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NECソリューションイノベータ株式会社（本店所在地：東京都江東区新木場一丁目 18 番 7 号。以下「消滅会社」といいます。）との間で 2026 年 7 月 1 日付で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 本合併の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
本合併に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。本合併は当社の完全子会社との合併であるため、かかる取扱いは相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 消滅会社は、当社と、消滅会社の大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業を、吸収分割により当社に対して承継させることに関して、2026年2月2日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、消滅会社は、2026年7月1日付で消滅会社の当該事業を当社に承継させました。

② 消滅会社は、NESICホールディングス株式会社（以下「NESICホールディングス」といいます。）と、消滅会社のSME事業（中堅中小企業及び中小自治体向け事業のうち外食向け事業を除く事業をいいます。）を、吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2026年2月2日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、消滅会社は、2026年7月1日付で消滅会社の当該事業をNESICホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NESICホールディングスは、NECネクサソリューションズ株式会社（以下「NECネクサソリューションズ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業をNECネクサソリューションズに承継させました。）。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

(1) 当社は、2025年10月29日開催の取締役会において、当社の北米地域統括会社であるNEC Corporation of Americaを通じてCSG Systems International, Inc.を買収することについて決議し、同社と本買収に係る合併契約を締結しました。

その後、NEC Corporation of Americaが米国に設立した特別目的会社とCSG Systems International, Inc.の合併（逆三角合併）の方法による買収が2026年5月14日に完了し、CSG Systems International, Inc.は当社の連結子会社となりました。

(2) 当社は、NESICホールディングスと、当社の①道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに②外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業を、吸収分割によりNESICホールディングスに対して承継させることに関して、2025年12月1日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026年4月1日付で当社の当該事業をNESICホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NESICホールディングスは、NECネットエスアイ株式会社（以下「NECネットエスアイ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業をNECネットエスアイに承継させました。）。

(3)当社は、消滅会社と、消滅会社の大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業を、吸収分割により当社に対して承継させることに関して、2026年2月2日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、消滅会社は、2026年7月1日付で消滅会社の当該事業を当社に承継させました。

(4)当社は2026年6月11日に下記のとおり無担保社債の発行を決定し、2026年6月17日に発行しました。

第68回無担保社債

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 発行総額 | 20,000 百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 3. 利率 | 年 1.884% |
| 4. 払込期日 | 2026 年 6 月 17 日 |
| 5. 償還期限 | 2029 年 6 月 15 日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 7. 資金の使途 | 借入金返済資金 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

第69回無担保社債

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 発行総額 | 30,000 百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 3. 利率 | 年 2.319% |
| 4. 払込期日 | 2026 年 6 月 17 日 |
| 5. 償還期限 | 2031 年 6 月 17 日 |
| 6. 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 7. 資金の使途 | 借入金返済資金 |
| 8. 特約 | 社債間限定同順位特約 |

6. 本合併の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本合併後においても当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本合併後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社が消滅会社から承継する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙1 吸収合併契約書

次ページ以降をご参照ください。



吸収合併契約書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及びNECソリューションイノベータ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条 （合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目 7 番 1 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：NECソリューションイノベータ株式会社

住所：東京都江東区新木場一丁目 18 番 7 号

第3条 （合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主である甲に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条 （合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。

但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議の上合意することにより、効力発生日を変更することができる。

第6条 （株主総会の開催）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第7条 （会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条 （事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上合意することにより、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、法令に定められた関係官庁等の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第11条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 7 月 1 日

甲： 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号

日本電気株式会社

取締役代表執行役社長兼 CEO 森田 隆之



乙： 東京都江東区新木場一丁目 18 番 7 号

NECソリューションイノベータ株式会社

代表取締役 執行役員社長 岩井 孝夫



別紙２ 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

次ページ以降をご参照ください。

第51期 報告書

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

NECソリューションイノベータ株式会社

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度の日本経済は、賃金上昇の継続や個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が続きました。

当社が属する情報サービス産業を取り巻く事業環境を見ますと、政府においてはデジタル・AI分野を成長戦略の中核に位置付けた政策対応が進展し、生成AIの社会実装に向けた取り組みが活発化しました。また企業においては、既存システムの刷新やDX（デジタルトランスフォーメーション）投資に加え、AIをはじめとする先進テクノロジーを活用した業務効率化や付加価値創出への関心が高まっています。これらの動きは、短期的なコスト削減にとどまらず、中長期的な競争力強化を見据えたIT投資として位置付けられており、市場全体として底堅い需要が継続しました。

このような事業環境を踏まえ、当事業年度において当社は、生成AIをはじめとする先進テクノロジーについて、本格展開に先立つ検証・準備フェーズと位置付け、AI活用の可能性を探りながら、SI（システムインテグレーション）プロセスへの適用に向けた検討や試行的な取り組みを進めました。

また、日本電気株式会社（以下「NEC」という）が掲げる顧客課題を解決に導く価値創造モデル「BluStellar（ブルーステラ）」を軸とした価値提供に向けて、クライアントゼロ（最初の顧客）の実践やモデル化・シナリオ化に向けた検証にも着手し、あわせてNECグループ内における役割分担および当社の事業位置付けの見直しを進めました。

これらの活動を通じて、当社としての今後の事業モデル転換やデリバリー高度化に向けた方向性を整理するとともに、NECグループとの連携強化に注力しました。

さらに、当社の事業基盤強化および企業価値向上に向けて、人的資本経営への取り組みを継続した結果、昨年に続き社外からの評価として「人的資本経営品質2025」の受賞や「健康経営優良法人（ホワイト500）」などの認定・認証を取得しました。

以上のような事業活動により、NECとの取引価格精算を加味した当事業年度の売上高は3,287億93百万円（前年度比4.8%増）、経常利益は66億27百万円（前年度比21.6%減）、当期純利益は40億95百万円（前年度比36.3%減）となりました。

(2) 資金調達についての状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資についての状況

設備投資につきましては、総額で15億16百万円であります。設備投資の主な内容は、サービス目的ソフトウェアおよび市場販売目的ソフトウェアへの開発投資であります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第 51 期 (当事業年度)
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	318,002	308,037	313,837	328,793
経 常 利 益 (百万円)	38,041	6,407	8,455	6,627
当 期 純 利 益 (百万円)	26,373	4,358	6,430	4,095
1 株当たり当期純利益 (円)	657.87	108.73	160.41	102.15
総 資 産 (百万円)	232,754	213,472	221,256	217,567
純 資 産 (百万円)	111,814	92,571	98,852	102,955

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出表示しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

生成AIをはじめとした先端テクノロジーの進展により、今後の情報サービス市場は引き続き大きな変化が見込まれており、SI事業のモデルそのものが転換期を迎えています。当社としては、こうした変化を前提とした事業運営への移行を着実に進めるとともに、市場成長や高度化する顧客ニーズを的確に捉え、競争優位性を維持・強化していく必要があります。このため、2030中期経営計画を策定し、初年度の活動として以下の課題への対応を通じ、持続的な成長の実現を目指してまいります。

① 当社事業の収益体質の強化

情報サービス市場における競争が一層激化する中、成長機会を確実に捉えながら、安定的な収益創出を実現していくことが当社の重要な経営課題となっています。「Profitable Growth（利益を伴う成長）」をキーワードとし、中長期的な成長と利益最大化の両立に向けた取り組みを継続していく必要があります。引き続き、SI事業の高度化およびSI事業を源泉とするサービス型事業の拡大を進めることで、事業ポートフォリオの転換に取り組んでいきます。

「SI事業の高度化」においては、SIプロセスへのAI活用を深化させることで、デリバリー力の強化と生産性向上を図ります。また、BluStellarを軸としたモデル化・シナリオ化を通じて、高品質で高付加価値なSIへの転換を進めていきます。加えて、高収益領域への集中と選択を継続的に進めることで、収益体質の一層の強化を目指します。「サービス型事業の拡大」では、ヘルスケアビジネスを推進していくことにより、当社の提供価値の拡大を目指します。以上の取り組みにより、NECグループの事業にさらに貢献してまいります。

② 人的資本経営の推進

技術進展と事業モデルの変化が加速する中、必要な人材を適時適切に確保・配置し、組織としての実行力を高めていくことが当社の重要な経営課題となっています。当社では「Attract and Retain（惹きつけ、愛着を高める）」をキーワードに、人的資本経営の取り組みを継続するとともに、事業戦略と連動したリソースマネジメントの深化を図ります。あわせて、エンゲージメント向上や働き方改革を推進し、社員一人ひとりの専門性と成長を引き出すことで、当社の中長期的な企業価値向上につなげてまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、システムインテグレーションおよびシステムサービスならびにソフトウェア開発を行っています。
なお、主要製品・サービスは以下のとおりです。

区 分	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
システムインテグレーション およびシステムサービス	コンサルティングから開発までのシステム構築およびコンサルティング、システム保守、技術サポート、アウトソーシング、教育等のサービス
ソフトウェア開発	OS、ミドル領域、各種業種・業務用ソフトウェア領域のプログラム開発およびコンテンツ開発

(8) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

本 支 社 名	所 在 地
本 社	東京都江東区
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
関東・甲信越支社	東京都江東区
北陸支社	石川県金沢市
東海支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
西日本支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市
沖縄支社	沖縄県那覇市

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
11,676名	821名減	43.5歳	14.6年

（注）従業員数は当社からの出向者（2,316名）を除き、社外から当社への出向者（165名）を含む就業人員であります。

(10) 親会社の状況（2026年3月31日現在）

① 親会社との関係

会社名	当社株式の議決権比率	関係内容
日本電気株式会社	100.0%	ソフトウェアの受託開発および技術支援

② 親会社との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社であるNECに対するソフトウェアの受託開発および技術支援の取引条件については、当社の提出した見積価格を基に交渉により決定しております。また、資金の預託の利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。その他の取引については、すべて一般取引条件と同様に決定しております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役および監査役を受け入れておりますが、当該取引に関して当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(11) 子会社の状況（2026年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
フォーネスライフ株式会社	325百万円	100.0%	血中タンパク質測定、健康状態の測定およびその改善に関わるサービス事業、関連する情報関連サービスの提供 など
AIネイティブファクトリー株式会社	249.5百万円	100.0%	AIネイティブ開発技術の獲得とSI事業への適用 など

(12) 主要な借入先および借入額（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
日本電気株式会社	40,089,040株	100.0%

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 取締役および監査役に関する事項（2026年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	石 井 力	取締役会議長
※代表取締役 執行役員社長	岩 井 孝 夫	当社事業全般の業務執行の統括 日本電気株式会社 Corporate EVP兼デジタルデリバリーサービスビジネスユニット長
※取 締 役 執行役員専務	中 田 平 将	デリバリモデル・トランスフォーメーション機能担当 株式会社大気社 取締役
取 締 役	吉 崎 敏 文	日本電気株式会社 執行役Corporate SEVP兼CDO アビームコンサルティング株式会社 取締役 日本電気通信システム株式会社 取締役
取 締 役	雨 宮 邦 和	日本電気株式会社 執行役Corporate EVP兼パブリックビジネスユニット長 NESICホールディングス株式会社 取締役
取 締 役	橋 本 裕	日本電気株式会社 執行役Corporate EVP兼エンタープライズビジネスユニット長
取 締 役	井 手 伸一郎	日本電気株式会社 Corporate SVP兼CSC0兼サプライチェーン戦略部門長 NECプラットフォームズ株式会社 取締役
取 締 役	桂 正 浩	日本電気株式会社 共通S I サービス事業部門長 日本電気通信システム株式会社 取締役
取 締 役	東海林 直 子	日本電気株式会社 マーケティングストラテジー&オペレーションズ統括部長 NEC VALWAY株式会社 取締役
取 締 役	佐 藤 千 佳	アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役 阪和興業株式会社 社外取締役 昭光通商株式会社 社外取締役
監 査 役（常 勤）	酒 井 泰	
監 査 役	那 須 厚	日本電気株式会社 FP&A部門 ITサービスFP&A統括部シニアディレクター
監 査 役	奥 輝 明	日本電気株式会社 グループ内部監査部門・子会社監査役グループ 関係会社監査役専任部長 三和コンピュータ株式会社 監査役 株式会社日本電気特許技術情報センター 監査役

- （注）1. 2025年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役岩井孝夫氏および井手伸一郎氏が新たに選任され、2025年4月1日付で就任いたしました。
2. 2025年6月19日開催の定時株主総会において、監査役 酒井泰氏が新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。
4. 当社は、執行役員制を導入しております。※印の取締役は執行役員を兼務しております。2026年3月31日現在、21名の執行役員が在任しております。
5. 監査役酒井泰氏、那須厚氏および奥輝明氏は、日本電気株式会社において長年にわたり経理業務に従事していた経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）当事業年度中に退任した取締役および監査役に関する事項

退任時における会社地位	氏 名	退任年月日（退任事由）
取 締 役 執行役員専務	中 田 平 将	2026年3月31日（辞任）
取 締 役	雨 宮 邦 和	2026年3月31日（辞任）
取 締 役	東海林 直 子	2026年3月31日（辞任）

4. 会計監査人に関する事項

氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、2006年5月25日の定時取締役会において内部統制システムに関する基本方針を制定し、直近では2025年4月1日付でその一部を改正しております。当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化に対応した見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムについて、当事業年度の整備・運用状況の評価を行い、適切に整備され運用されていることを確認いたしました。

(2) 内部統制システムの整備・運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づく、各体制の整備・運用状況は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役および執行役員は、当社の親会社であるNECおよびNECの子会社（以下「NECグループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「NECグループ経営ポリシー」を通じて、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的としてNECが制定し、当社が採択した「NECグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかっています。
- (b) 経営企画統括部は、「NECグループ行動規範」の周知徹底のための活動を行っています。また、NECグループ内部監査部門による当社および子会社（以下「当社グループ」といいます。）における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査において指摘された問題点や提案された改善策につき適宜必要な対応を実施しています。
- (c) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告しています。
- (d) 当事業年度より、NECグループ統一の通報窓口として設置した内部通報制度「NEC Compliance & Integrity Hotline」の利用を促進し、当社グループにおける法令違反または「NECグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めています。
- (e) リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営企画統括部は、再発防止策の展開等の活動を推進しています。
- (f) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を構築し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しています。情報セキュリティに関する具体的施策については、NECの「情報セキュリティ戦略会議」で審議され、NECグループ全体で横断的に推進される、情報セキュリティに関する具体的施策についても対応をはかっています。
- (b) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理基本規程」に基づき適切に作成、保存、管理しています。
- (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理しています。
- (d) 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理することとしています。
- (e) 個人情報については、法令、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理は、「リスク管理基本規程」に基づき、NECグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施しています。
- (b) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施しています。
- (c) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門および子会社が行うリスク管理を横断的に支援しています。
- (d) 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しています。
- (e) 経営企画統括部は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行っています。
- (f) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督しています。
- (g) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する運用としています。
- (h) 事業部門およびスタッフ部門は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および経営企画統括部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する運用としています。
- (i) 当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、NECグループ内部監査部門が監査を行い、その監査において指摘された問題点や提案された改善策につき、経営企画統括部が適宜必要な対応を行っています。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (a) 取締役会は、執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進しています。
- (b) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っています。また、取締役会付議案件のうち重要事項については、経営会議で事前に審議を行っています。
- (c) 取締役会は、年間予算を決定し、その執行状況を監督しています。
- (d) 執行役員は、取締役会で定めた予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、事業部長等で構成される事業執行会議で確認し、取締役会に報告しています。
- (e) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告しています。
- (f) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「社内承認規程」および「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っています。また、NECの当社法人主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議しています。
- (b) 当社は、当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に法人主管部門を定めることとし、当該法人主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行っています。
- (c) 当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行うこととしています。また、当社グループの事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社の取締役会決議とあわせてNECにおける経営会議での審議、決裁および取締役会への付議等を行うことについてNECと協議しています。
- (d) スタッフ部門は、子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援し、リスク管理状況を確認しています。
- (e) スタッフ部門は、NECによる子会社の業務の適正性に関する監査において指摘された問題点や提案された改善策について、適宜必要な対応を実施しています。
- (f) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかっています。
- (g) 当社は、NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めています。当社グループは、NECおよび関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施しています。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行っています。
- (b) 当社および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めています。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任スタッフを配置しています。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとしています。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っています。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導しています。
- (b) コーポレートFP&A統括部長、経営企画統括部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行っています。
- (c) 経営企画統括部長は、当社グループにおける内部通報制度「NEC Compliance & Integrity Hotline」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告しています。また、「NECグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告しています。
- (d) 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行っていません。
- (e) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供しています。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。
- (b) 常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供しています。
- (c) 監査役が随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる体制を整備しています。
- (d) 監査役は、四半期に1回定時に監査役協議会を開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っています。
- (e) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じています。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告に係る附属明細書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

事業報告に係る附属明細書に記載すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	183,439	流 動 負 債	72,615
現 金 及 び 預 金	127	買 掛 金	23,264
受 取 手 形	13	未 払 金	13,730
売 掛 金	85,192	未 払 費 用	5,435
契 約 資 産	7,759	未 払 法 人 税 等	248
関 係 会 社 預 け 金	83,324	未 払 消 費 税 等	9,367
仕 掛 品	3,198	契 約 負 債	2,536
貯 蔵 品	430	預 り 金	904
前 払 費 用	1,951	賞 与 引 当 金	16,787
そ の 他 流 動 資 産	1,443	役 員 賞 与 引 当 金	28
貸 倒 引 当 金	△0	製 品 保 証 引 当 金	50
固 定 資 産	34,127	工 事 契 約 等 損 失 引 当 金	61
有 形 固 定 資 産	2,838	そ の 他 流 動 負 債	200
建 物 構 築 物	1,895	固 定 負 債	41,996
工 具、器 具 及 び 備 品	939	退 職 給 付 引 当 金	41,905
建 設 仮 勘 定	3	そ の 他 固 定 負 債	90
無 形 固 定 資 産	1,818	負 債 合 計	114,612
ソ フ ト ウ ェ ア	984	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	830	株 主 資 本	102,975
そ の 他 無 形 固 定 資 産	3	資 本 金	8,668
投 資 そ の 他 の 資 産	29,470	資 本 剰 余 金	31,311
投 資 有 価 証 券	896	資 本 準 備 金	14,605
関 係 会 社 株 式	856	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,706
長 期 前 払 費 用	406	利 益 剰 余 金	62,996
繰 延 税 金 資 産	19,632	利 益 準 備 金	179
敷 金 及 び 保 証 金	5,841	そ の 他 利 益 剰 余 金	62,816
前 払 年 金 費 用	1,828	別 途 積 立 金	15,553
そ の 他 投 資 そ の 他 の 資 産	10	繰 越 利 益 剰 余 金	47,263
貸 倒 引 当 金	△2	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△20
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△20
資 産 合 計	217,567	純 資 産 合 計	102,955
		負 債 純 資 産 合 計	217,567

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			328,793
売 上 原 価			289,161
売 上 総 利 益			39,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			33,686
営 業 利 益			5,946
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	798		
そ の 他 の 営 業 外 収 益	96		895
営 業 外 費 用			
為 替 差 損	11		
固 定 資 産 廃 棄 損	111		
減 損 損 失	33		
支 払 手 数 料	25		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	32		214
経 常 利 益			6,627
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	573		573
税 引 前 当 期 純 利 益			6,054
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△741		
法 人 税 等 調 整 額	2,700		1,958
当 期 純 利 益			4,095

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	8,668	14,605	16,706	31,311	179	15,553	43,168
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							4,095
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	4,095
当 期 末 残 高	8,668	14,605	16,706	31,311	179	15,553	47,263

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金	株主資本合計	そ の 他	
	利益剰余金合計		有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	58,900	98,880	△28	98,852
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益	4,095	4,095		4,095
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7	7
当 期 変 動 額 合 計	4,095	4,095	7	4,102
当 期 末 残 高	62,996	102,975	△20	102,955

個 別 注 記 表

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
 - (イ) 市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - (ロ) 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ① 仕掛品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）
- ② 貯蔵品
先入先出法（収益性の低下による簿価引き下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（建物構築物・工具、器具及び備品）
定額法
- ② 無形固定資産
定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と耐用年数（2年）に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年以内）に基づく定額法によっており、うちサービス目的のソフトウェアについては、販売可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度に対応する金額のうち、支給期日が未到来分の支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- ④ 製品保証引当金
製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の発生見込額を計上しております。
- ⑤ 工事契約等損失引当金
工事契約等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約等に係る損失見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金
当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を採用しております。
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までに期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ソフトウェア開発およびシステム・インテグレーション、またはシステムサービスに関わる顧客との契約から収益を認識します。これらの契約から当社は別個の約束された財またはサービス（履行義務）を特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分します。

ソフトウェア開発およびシステム・インテグレーションに係る収益は、主にプログラム開発およびコンテンツ開発、コンサルティングから開発までのシステム構築およびコンサルティング等です。

システムサービスに係る収益は、主にシステム保守、技術サポート、アウトソーシング、教育等のサービス提供です。

これらの売上収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度を合理的に測定できる場合には、見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づいて売上高を計上しています（インプット法）。完成までの進捗状況等に変更が生じる可能性がある場合は、適宜見積りの見直しを行っています。進捗度を合理的に測定できない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を売上高として計上しています。

また、一部の契約については、契約に定められた期間にわたりシステム保守等のサービスを提供する義務を負っています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しています。

当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足時点から1年以内に支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っております。

また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

(6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産 19,632百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務に係るサービス提供の売上高 64,609百万円

一定の期間にわたり充足される履行義務に係るサービス提供の売上高は、見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上高を認識します。当該見積りおよび測定の前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額を信頼性をもって見積ることが可能となった会計期間に認識しております。また、追加コストの発生や契約金額の変更等により当初見積りの修正が発生する可能性があり、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権

短期	150,809百万円
長期	1,437百万円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期	12,841百万円
----	-----------

(3) 「関係会社預け金」は、NECグループの資金効率向上を図るために導入した資金集中システムの期末残高であります。

(4) 仕掛品に対応する工事契約等損失引当金の金額

損失が見込まれる工事契約等に係る仕掛品は、これに対応する工事契約等損失引当6百万円を相殺表示しております。

(5) 有形固定資産の減価償却累計額 4,019百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	273,439百万円
仕入高	8,244百万円
その他の営業取引	34,142百万円
営業取引以外の取引	691百万円

(2) 売上原価に含まれる工事契約等損失引当金繰入額 61百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	40,089,040株	—	—	40,089,040株
合 計	40,089,040株	—	—	40,089,040株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

百万円

退職給付引当金	12,632
賞与引当金	5,300
未払社会保険料	650
減価償却費償却超過額	285
未払事業税	206
有価証券評価損	252
地方税の繰越欠損金	107
その他	660
繰延税金資産小計	20,096
評価性引当額	△413
繰延税金資産合計	19,682
その他有価証券の評価差額	△50
繰延税金負債合計	△50
繰延税金資産の純額	19,632

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については親会社から借入を行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、与信管理細則に沿って取引先ごとの期日管理および残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格および為替の変動リスクに晒されており、定期的に時価または為替の把握を行っております。

破産更生債権等は、経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権にかかるものであります。

敷金及び保証金は、主に当社の事業所の賃借にかかるものであります。

支払手形は使用しておらず、買掛金および未払金、未払消費税等、ならびに預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務等の流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では毎月資金繰計画を見直す等の方法により、そのリスクを回避しております。

③ 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日における売掛金のうち77.7%が親会社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)2.を参照）。

また、現金及び預金、受取手形、破産更生債権等、預り金、未払法人税等、未払消費税等については、重要性が乏しいため次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 売掛金	85,192	85,192	—
② 関係会社預け金	83,324	83,324	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	681	681	—
④ 買掛金	(23,264)	(23,264)	—
⑤ 未払金	(13,730)	(13,730)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

① 売掛金、② 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、その他有価証券の貸借対照表計上額と取得原価との差額は、次のとおりであります。

区 分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	320	479	159
小 計	320	479	159
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	522	201	(321)
小 計	522	201	(321)
合 計	842	680	(162)

④ 買掛金、⑤ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 市場価格のない株式等

	貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	856
非上場株式	214

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本電気 株式会社	東京都 港区	427,831	電気通信 機器製造 および販売	被所有 直接 100.0	兼任 8人	ソフトウ ェアの受 託開発お よび技術 支援	ソフトウ ェアの受 託開発 および技 術支援	273,230	売掛金	66,173
										契約資産	6,513
										契約負債	2,025
								資金の預託	74,587	関係会社 預け金	83,324
								受取利息	661		
								発注資材	8,187	買掛金	2,319
								ビジネスブ ラットフォ ームフィー の支払	8,628	未払金	9,654

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) ソフトウェアの受託開発および技術支援の販売については、当社の提出した見積価格を基に交渉により決定しております。
- (2) 資金の預託の利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。
また、取引金額は、資金預入・払出が反復的に行われているため期中の平均残高を記載しております。
- (3) その他の取引については、すべて一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社

属 性	会社等の 名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親 会社を持 つ会社	NEC ビ ジネスイ ンテリジ ェンス株 式会社	神奈川県 川崎市 中原区	100	NEC グループ のコーポレート 業務の受託、受 託業務プロセス の最適化と提供	なし	なし	スタッ フ機能の受託 サービス、 不動産の 賃貸等	不動産賃借 料等の支払	2,705	敷金及び 保証金	4,400
										前払費用	368
										未払金	483

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

契約に基づき、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した内容を前提に価格交渉の上決定しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 2,568円17銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 102円15銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

NECソリューションイノベータ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECソリューションイノベータ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役協議会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

NECソリューションイノベータ株式会社

代表取締役社長 岩 井 孝 夫 殿

2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役協議会の監査の方法とその内容

監査役協議会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役協議会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

NECソリューションイノベータ株式会社

監査役 酒井 泰 ⑩

監査役 那須 厚 ⑩

監査役 奥 輝 明 ⑩